

資料 1

○阿見町立学校再編検討委員会規則

平成 25 年 1 月 28 日教育委員会規則第 1 号

阿見町立学校再編検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿見町における学校規模の適正化等に対応した学校再編について検討するため設置する阿見町立学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、阿見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 阿見町立の小学校及び中学校の再編に関すること。
- (2) 阿見町立学校再編計画に係る具体的な方策に関すること。

第3条 検討委員会の委員は、24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 小中学校長を代表する者
- (4) 町議会の議員を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事項に関する答申を行う日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の意見を聞いて定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。